

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション糸は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、以下のように「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算します。

令和7年 月より算定（対象者：医療保険で訪問看護をご利用されている方）

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

### 【施設基準】

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) 以上の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

### 【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

### 【資格情報の提供について】

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。